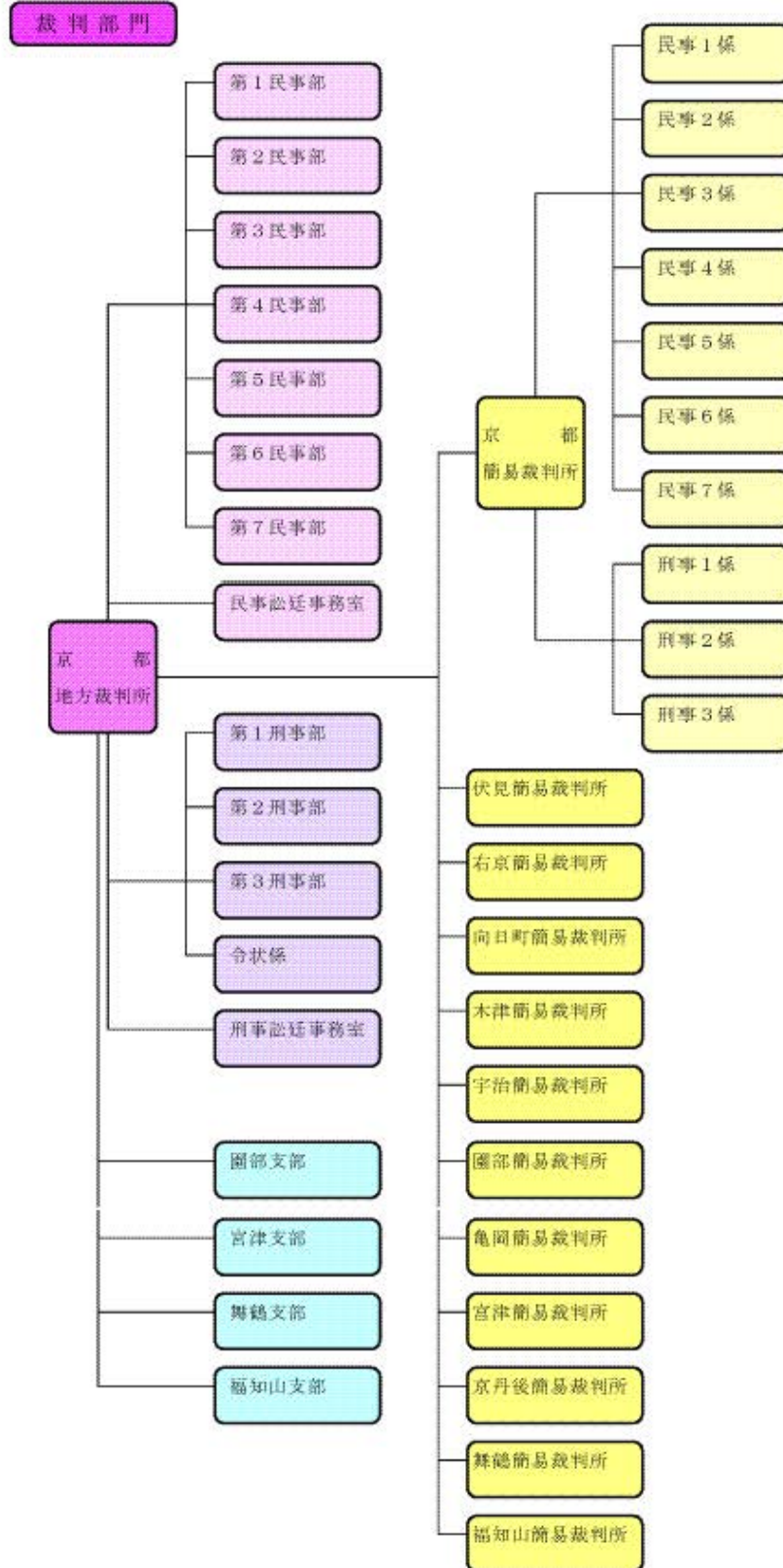
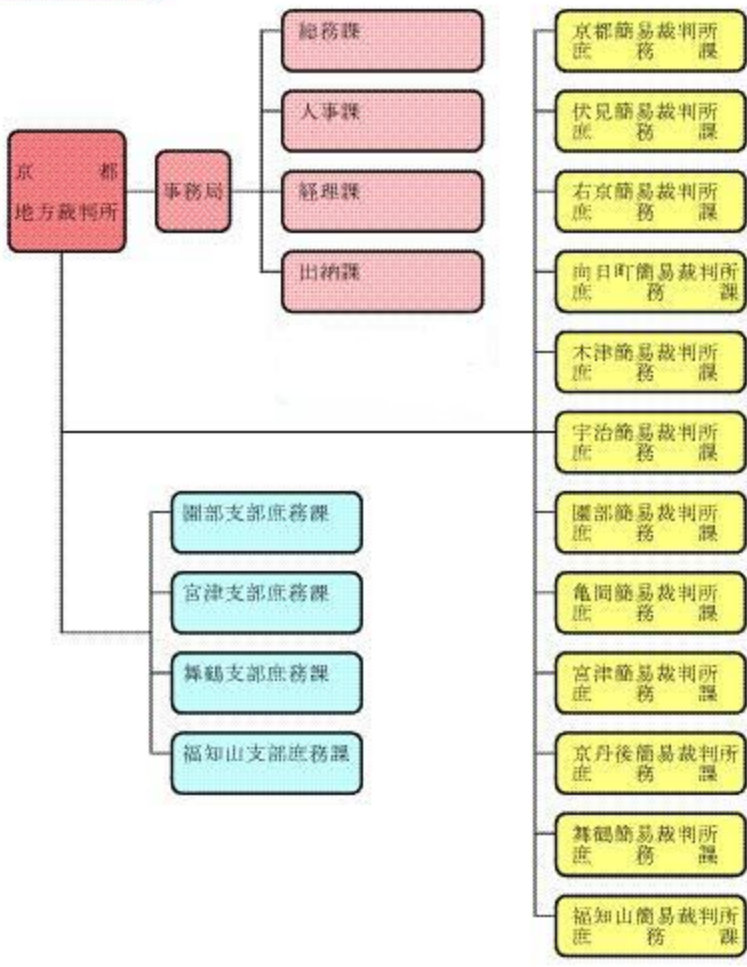


京都地方裁判所組織図

京都地方裁判所には、4つの支部と12の簡易裁判所があります。



司法行政部門



京都地方裁判所組織図

裁判部門

民事部

民事認廷事務室 地方裁判所管轄の民事事件（執行関係事件、破産、民事再生、会社更生関係事件を除く。）の受付、民事事件記録の保存などの仕事をしています

第1民事部 地方裁判所管轄の民事通常事件、手形事件などを審理し、裁判する仕事をしています。

第2民事部 地方裁判所管轄の知的財産事件、民事通常事件、手形事件などを審理し、裁判する仕事をしています。

第3民事部 地方裁判所管轄の行政事件、民事通常事件、手形事件などを審理し、裁判する仕事をしています。

第4民事部 地方裁判所管轄の民事交通事件、民事通常事件、手形事件などを審理し、裁判する仕事をしています。

第5民事部 地方裁判所管轄の執行関係事件、破産、民事再生、会社更生関係事件（受付事務を含む。）、仮差押・仮処分関係事件、非訟事件などを審理し、裁判する仕事をしています。

第6民事部 地方裁判所管轄の労働事件、民事通常事件、手形事件などを審理し、裁判する仕事をしています。

第7民事部 地方裁判所管轄の民事通常事件、手形事件などを審理し、裁判する仕事をしています。

刑事部

刑事認廷事務室 地方裁判所管轄の刑事事件の受付などの仕事をしています。

第1刑事部 地方裁判所管轄の刑事合議事件や単独事件などを審理し、裁判する仕事をしています。

第2刑事部 地方裁判所管轄の刑事合議事件や単独事件などを審理し、裁判する仕事をしています。

第3刑事部 地方裁判所管轄の刑事合議事件や単独事件などを審理し、裁判する仕事をしています。

令状係 各種の令状請求に関する仕事をしています。

司法行政部門

事務局

総務課 会議や所長の庶務、司法修習生の修習の庶務、警備、広報などに関する事務を担当しています。

人事課 職員の研修、試験、任免、給与、表彰や栄典、勤務時間、健康管理などに関する事務を担当しています。

経理課 庁舎、施設の管理や當繕、物品や役務の調達、物品の出納・保管・処分、共済組合などに関する事務を担当しています。

出納課 予算管理、歳入・歳出全の出納、保管全の受入・支払証憑書類の整理、計算書等の作成などに関する事務を担当しています。